

長野県外医療機関 様

妊婦一般健康診査について

長野県 佐久市

佐久市では、妊婦一般健康診査について、受診票を交付して基本健診（14回）、血液検査等の追加検査（5回）、超音波検査（4回）を公費負担しております。

ただし、当市で交付している受診票は、長野県外の医療機関では使用できないため、県外医療機関で妊婦一般健康診査を受診された方には、受診者からの申請により償還払いを行います。

つきましては、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

- ① 妊婦健診の際には、母子健康手帳の「妊娠中の経過」の欄に貴施設名の記入をお願いいたします。（この記入欄により、県外での妊婦健診の有無を確認します。）
- ② 妊婦が「妊婦一般健康診査受診票（補助券）」を提示しても、貴院においては使用しないようお願いいたします。
- ③ 妊婦健診料はその都度領収していただき、保険適用外が分かる形で領収書の発行をお願いいたします。
- ④ 長野県では、厚生労働省で提示された標準的健診内容により、公費負担できる妊婦健診単価を定めております。妊婦の体調等により、健診内容の追加や変更に伴い追加費用が発生した場合には、妊婦の自己負担となります。
- ⑤ 健診料の償還払い額を決定するにあたり、妊婦健診の内容、単価等について貴院へ問い合わせをする場合がありますので、ご協力をお願いします。

以上、お手数をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

<問合せ先>

佐久市役所 健康づくり推進課 健康増進係
電話：0267-62-3189（直通）